

令和7年(2025年)6月10日
総務委員会資料
総務部防災危機管理課

令和6年度

中野区職員倫理条例の運営状況の報告について

中野区職員倫理条例第11条の規定により、運営状況を報告する。

中野区長 酒井 直人

中野区職員倫理条例第11条に規定する運営状況の報告として、公益通報及び不当要求行為の運営状況について、下記のとおり報告する。

記

1 運営状況の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 報告内容

(1) 中野区職員倫理条例第6条（公益通報）について

受付件数 1件 うち受理件数0件 うち不受理件数 1件

※不受理

通報内容が不分明な場合や法令違反等の行為に当たらない場合など公益通報の要件に該当しなかったもの

(2) 中野区職員倫理条例第8条（不当要求行為）について

不当要求行為等の件数 0件